令和９年度　武蔵村山市

幼稚園・認定こども園（教育部分）

給 付 認 定 の ご 案 内

２０２７年４月～２０２８年３月入園

～利用開始までの流れ～

1. 幼稚園等に入園の申込みをする
↓
2. 幼稚園等から入園の内定を受ける
↓
3. 幼稚園等を通じて利用のための認定を申請する
↓
4. 市から給付認定証（通知）を受け取る
↓
5. 幼稚園等と入園手続や契約をする

※毎年 10 月 15 日頃から、各園で入園願書が配布され、11 月 1 日頃から、各園で願書の受付・面接などが開始されます。
詳細は各園にお問合わせください。

認定の手続きは、**幼児教育・保育の無償化**給付を受けるために必要な手続きとなります。
給付認定のご案内をよくお読みの上、必要書類をご提出ください。



市広報キャラクター
Ｍジロ

武蔵村山市役所　子ども家庭部　子ども育成課

保育・幼稚園係　　TEL 042-565-1111（内線 197・183）

もくじ

認定手続きのためのフローチャート

1 幼稚園・認定こども園について・・・　P2

2 入園までの流れについて・・・　P2

3 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定について・・・　P3

4 利用料と無償化給付について・・・　P4

5 預かり保育料と無償化給付について・・・　P5

6 給食費（副食費）と無償化給付について・・・　P6

7 生活保護世帯に対する補足給付事業について・・・　P6

8 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金について・・・　P7

9 私立幼稚園入園支度金貸付について・・・　P8

１号認定（教育給付認定）申請について・・・　Ｐ９

新１号認定（教育給付認定）申請について・・・　Ｐ10

新２号・３号認定（教育給付認定）申請について・・・　Ｐ11

マイナンバー（個人番号）確認のための書類・・・　Ｐ12

保育の必要性を証明する書類・・・　Ｐ13

10 入園後の変更事項の届出について・・・　P14

11 よくある質問・・・　P14

☆　市内私立幼稚園等位置図

☆　申請書等記載例

市内幼稚園の案内はこちら（市 HP）

＊令和９年度の年齢別クラス早見表＊

クラス	生年月日
満 3 歳児	令和　6（2024）年 4 月 2 日～令和　7（2025）年 4 月 1 日生 ※（令和 9 年度中に満 3 歳となり幼稚園等に入園する場合）
3 歳児 （年少）	令和　5（2023）年 4 月 2 日～令和　6（2024）年 4 月 1 日生
4 歳児 （年中）	令和　4（2022）年 4 月 2 日～令和　5（2023）年 4 月 1 日生
5 歳児 （年長）	令和　3（2021）年 4 月 2 日～令和　4（2022）年 4 月 1 日生

認定手続きのためのフローチャート

通園予定の幼稚園における子ども・子育て支援新制度への移行状況等により、手続き内容が異なります。市外にある幼稚園の新制度移行状況については、通園予定の幼稚園に確認してください。

新制度未移行園
市内では、村山いずみ幼稚園及び武蔵みどり幼稚園が該当

新制度移行園・認定こども園
市内では、むらやま幼稚園、東京多摩幼稚園及び三ツ藤クムクムこども園が該当

預かり保育を利用する
預かり保育とは、教育時間外に希望に応じて幼稚園等で在園児をお預かりする保育のこと。

いいえ / はい / いいえ

お子様に必要な手続きは【新1号認定】です。
10 ページを参照
必要な書類は A・B

保育の必要性がある
保育の必要性とは、保護者が就労等により家庭での保育が困難であり、施設において保育が必要であると認められる状況のこと。

お子様に必要な手続きは【1号認定】です。
9 ページを参照
必要な書類は 1・2・B

いいえ / はい / いいえ

満3歳児クラスに入園する ※未就園児クラス（プレスクール）とは異なります。
満3歳児クラスとは、3歳の誕生日を迎えて入園するクラスで、認可されている園に限ります。

はい / いいえ

非課税世帯に該当する

いいえ / はい

お子様に必要な手続きは【新３号認定】です。11 ページを参照
必要な書類は A・B・C

お子様に必要な手続きは【新２号認定】です。11 ページを参照
必要な書類は A・B・C

いいえ / はい

非課税世帯に該当する

はい / いいえ

お子様に必要な手続きは【1号認定】と【新２号認定】です。
9 ページ・11 ページを参照
必要な書類は 1・2・A・B・C

お子様に必要な手続きは【1号認定】と【新３号認定】です。9 ページ・11 ページを参照
必要な書類は 1・2・A・B・C

1 幼稚園・認定こども園について

幼稚園とは、学校教育法に基づいて幼児教育を行う教育施設で、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。利用にあたり、保護者の就労等の条件はありません。

平成２７年４月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしましたが、幼稚園は、各園の判断で新制度へ移行するかを選択することができるため、従来の制度を継続する幼稚園（新制度未移行幼稚園）と、子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園（新制度移行幼稚園）があります。

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。０歳児から小学校就学前までの児童を対象に、３歳未満児には保育を、３歳以上児には教育・保育を提供します。１つの園の中に幼稚園部分と保育所部分があり、どちらを利用できるかは保護者の就労状況などによって異なります。

市内には私立幼稚園が４園、認定こども園が１園あり、それぞれ特色のある教育活動が行われています。

2 入園までの流れについて

【幼稚園に入園する場合】

幼稚園を利用する場合は、利用を希望する園に直接申込みます。また、認定申請は、園を通じて行います。新制度未移行幼稚園と新制度移行幼稚園では、必要な認定が異なるため、前ページの「**認定手続きのためのフローチャート**」でご確認ください。

【認定こども園に入園する場合】

認定こども園を利用する場合は、**幼稚園部分**と**保育所部分**のどちらを利用するかにより、手続きが異なります。

幼稚園部分を利用する場合は、幼稚園と同様に、利用を希望する園に直接申込みます。また、認定申請は、園を通じて行います。必要な手続きについては、前ページの「**認定手続きのためのフローチャート**」でご確認ください。

保育所部分を利用する場合は、認可保育所と同じく、市役所子ども育成課へ利用申込みと認定申請を行います。市において教育・保育給付認定の審査と利用施設等の調整を行います。

詳しい手続きについては、「**令和９年度　武蔵村山市　保育所等入所のしおり**」をご確認ください。



3 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定について

利用する施設の種類と預かり保育の利用の有無によって、必要な認定が異なります。

⑴ 教育・保育給付認定（利用のための認定）

新制度に移行した幼稚園や認定こども園を利用するためには、教育の必要性について認定を受ける必要があります。認定は、「保育の必要性」、「保育必要量」、「子どもの年齢」及び「施設の種類」により下表のとおり３つに区分されており、保護者からの申請に基づき、市が審査・認定をします。

なお、預かり保育の利用料について無償化給付の対象となるためには、別途（2）の施設等利用給付認定（新 2 号認定又は新 3 号認定）を受ける必要があります。

認定区分	保育の必要性	保育必要量	子どもの年齢	施設の種類
１号認定	なし	教育標準時間	満３歳以上～就学前	新制度に移行した幼稚園又は認定こども園の幼稚園部分
２号認定	あり	保育標準時間 または 保育短時間	３歳以上～就学前	認定こども園の保育所部分、認可保育所等
３号認定			０歳～満３歳未満	

⑵ 施設等利用給付認定（無償化給付のための認定）

新制度未移行幼稚園を利用し、幼児教育・保育の無償化給付の対象となるためには、利用開始日までに、施設等利用給付認定を受ける必要があります。認定は、「保育の必要性」、「子どもの年齢」、及び「対象施設・事業」により下表のとおり３つに区分されており、保護者からの申請に基づき、市が審査・認定をします。なお、**認定日は遡れませんので、認定がない期間は無償化給付の対象外となります**。

認定区分	保育の必要性	子どもの年齢	対象施設・事業
新１号認定	なし	満３～５歳児クラス	新制度未移行幼稚園利用
新２号認定	あり	３～５歳児クラス	幼稚園等の預かり保育利用※２ 認可外保育施設利用等※３
新３号認定		満３歳児クラス （住民税非課税世帯のみ※１）	

※１　満 3 歳児クラスのうち住民税課税世帯の方は、無償化給付の対象外となりますが、保護者負担軽減補助金の対象となります。

※２　幼稚園・認定こども園にお支払いいただいた預かり保育の利用料は、請求に基づき、無償化の給付上限額までの範囲で市から後日返還します。

※３　認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が８時間以上又は年間開所日数が 200 日以上の場合は、無償化給付の対象外となります。

⑶ 給付認定の通知時期

申請受理日から 30 日以内に通知します。新年度 4 月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、最長で利用開始日の前日まで延期する場合があります。

幼児教育・保育の無償化の詳しい内容は
市 HP をご確認ください。HP：1010359

4 利用料と無償化給付について

⑴ 新制度移行幼稚園・認定こども園の場合

新制度に移行した幼稚園や認定こども園を利用するお子さま（満３歳児～５歳児クラス）の利用料は、幼児教育・保育の無償化給付により、**無料**です。保護者の方が実費として徴収される費用（通園送迎費、食材料費※、行事費等）や教育の質の向上として定める特定負担額（入園料等）は、無償化給付の対象外となります。

※ 年収 360 万円未満相当世帯のお子さまと、全ての世帯の第３子（世帯の中で小学校３年生の子から数えて第３子）以降のお子さまにつきましては、給食費（副食費）の費用が免除されます。

【支払額と給付額のイメージ図】

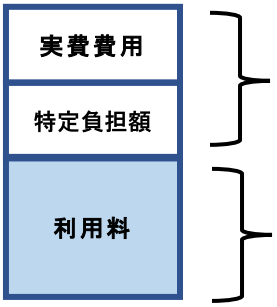

無償化の対象外：自己負担額
（園則に定めのある特定負担額は保護者負担軽減補助金の対象になります。）

無償化の対象：無料

⑵ 新制度未移行幼稚園の場合

新制度未移行幼稚園を利用するお子さま（満３歳児～５歳児クラス）の入園料※1 及び保育料は、**月額 28,000 円まで無償**となります。無償化の給付は、給付費を園が保護者に代わって受領（代理受領）することにより実施しますので、給付により、保育料の負担は軽減されますが、園ごとに保育料の設定が異なるため、保護者の支払額も園ごとに異なります。保護者の方が実費として徴収される費用（通園送迎費、食材料費※2、行事費等）やその他の納付金（施設維持管理費等）は、無償化給付の対象外となります。

※１ 入園料の支払いがある年度の給付のみ、月額に換算して無償化給付の対象となります。
※２ 年収 360 万円未満相当世帯のお子さまと、全ての世帯の第３子（世帯の中で小学校３年生の子から数えて第３子）以降のお子さまにつきましては、給食費（副食費）の費用を補助する制度があります。

【支払額と給付額のイメージ図】

保育料が 26,000 円、入園料が 80,000 円の場合
入園料を月額に換算：80,000 円÷12 月＝6,660 円（10 円未満は切捨て）

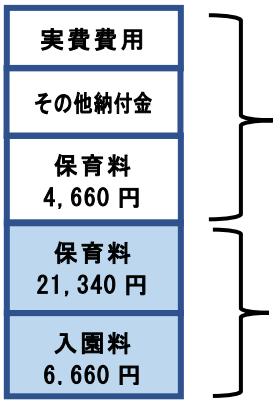

無償化の対象外：自己負担額
（保育料と園則に定めのあるその他の納付金は保護者負担軽減補助金の対象になります。）

無償化の対象：月額 28,000 円まで
入園料、保育料の順に充てます。

5 預かり保育料と無償化給付について

預かり保育とは、教育時間外に希望に応じて幼稚園等で在園児をお預かりする保育のことです。

各園により、預かり保育の実施状況は異なるため、詳細は直接各園にお問合せください。

新２号認定又は新３号認定（施設等利用給付認定）を受けている方は、預かり保育の利用料が**月額 12,300 円（490 円×利用日数）**※まで無償化給付の対象となります。おやつ代などの利用料以外の費用については無償化給付の対象外となります。

※ 新３号認定を受けている方は、17,700 円（490 円×利用日数）まで無償化給付の対象となります。

【支払額と給付額のイメージ図】

例１）預かり保育料が 12,000 円/月、ひと月の利用日数が 20 日の場合
例２）預かり保育料が下図の場合で、ひと月の利用日数が 20 日の場合

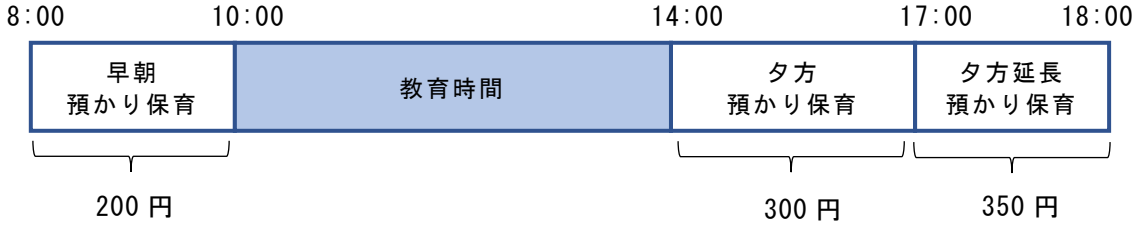

区分	利用日数	預かり保育の内容	負担額	給付額	実質負担額
例１	20 日	月極契約による預かり	12,000 円	9,800 円 （490 円×20 日）	2,200 円 （12,000 円-9,800 円）
例２	５日	早朝預かり	1,000 円 （200 円×5 日）	9,800 円 （490 円×20 日）	2,950 円 （12,750 円-9,800 円）
	10 日	早朝＋夕方＋延長	8,500 円 （850 円×10 日）		
	５日	夕方＋延長	3,250 円 （650 円×5 日）		
	合計 20 日		12,750 円		

※ おやつ代などの利用料以外の費用は含んでいません。

※ 幼稚園等にお支払いいただいた預かり保育の利用料は、請求に基づき（対象者には後日案内を送付）、無償化の給付上限額までの範囲で前期分（4～9 月分）と後期分（10～3 月分）に分けて市から後日返還します。

幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等を併用する方

原則、教育時間外に利用した認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）については、無償化給付の対象外となりますが、提供される教育・保育の量が一定水準を下回る場合（教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が８時間未満又は年間開所日数が 200 日未満の場合）は、併用した認可外保育施設等の利用料も含めて給付上限額の範囲内で無償化給付の対象となります。

※ 市内の幼稚園・認定こども園は全ての園が水準を満たしています。

6 給食費（副食費）と無償化給付について

給食費のうち、副食費（給食費から、ごはん・パン等の主食を除いたおかず・おやつ等）について、新制度に移行した幼稚園や認定こども園を利用するお子様の場合は**免除**、新制度未移行幼稚園を利用するお子様の場合は補足給付事業により**補助対象（月額上限 5,100 円）**となる場合があります。

⑴ 副食費の免除・補助対象者

① 生活保護世帯

② 年収 360 万円未満相当（市民税所得割額 77,100 円以下※）世帯のお子さま

③ 世帯の中で小学校３年生の子から数えて第３子以降のお子さま

※ 税額控除適用前の市民税所得割額を用いますので、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）や寄付金税額控除（ふるさと納税など）等を受けている場合は、控除前の額を算定基準額とします。

⑵ 対象者の決定方法

⑴②に該当する場合は、給付認定保護者とその配偶者の市民税所得割額を合算して算定します。

両親ともに非課税世帯である場合は、同居する扶養義務者（祖父母等）の市民税所得割額を算定に加えることがあります。市民税の申告が未申告の場合は、対象となりません。

マイナンバー制度による情報連携により、税情報の取得・確認ができない場合や海外居住等による場合は、課税証明書※、収入申告書又は FormW-2 の提出が必要となります。

【算定期間と対応する市民税】

前期分（4～８月）					後期分（９～３月）						
４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
令和８年度市民税所得割額 （令和７年１月１日～12 月 31 日までの所得） FormW-2　２０２５					令和９年度市民税所得割額 （令和８年１月１日～12 月 31 日までの所得） FormW-2　２０２６						

※ 課税証明書については、**「扶養人数」、「市町村民税の所得割額・均等割額」、「控除の種別及び金額」のわかるもの**をご提出ください。自治体によっては、名称が異なる場合がございますので、上記の内容が記載されている書類であるかご確認をお願いいたします。ご不明な点がございましたら、市役所子ども育成課までお問い合わせください。

⑶ 補助金の交付方法

補助対象者には、後日、市から申請書等の提出についてご案内します。

前期分（4～8 月分）と後期分（9～3 月分）に分けて、償還払い※により保護者に補助します。

※ いったん保護者から施設へお支払いいただいた後、後日請求によって市が支給します。

7 生活保護世帯に対する補足給付事業について

新制度に移行した幼稚園や認定こども園を利用するお子さまのうち、生活保護世帯の方に対して、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用について、補足給付事業により**補助（月額上限 2,800 円）**する制度があります。

補助対象者には、後日、市から申請書等の提出についてご案内します。

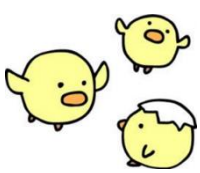

8 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金について

幼児教育・保育の無償化給付の対象とならない特定負担額やその他の納付金等を対象に保護者の経済的な負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的として、都と市が補助金を交付しています。

⑴ 補助対象者（以下の全てに該当）

① 幼児が私立幼稚園等に在園する園児であること。

② 園児及びその保護者（申請者）が武蔵村山市内に在住し、かつ住民登録がなされていること。

③ 園児及びその保護者（申請者）が同一世帯であること。

④ 保護者（申請者）が園児の入園料、保育料等を私立幼稚園等に納入していること。

⑵ 補助基準額

【東京都補助分（月額上限）】

<table>
<tr><th colspan="2">所得区分</th><th>第１子</th><th>第２子</th><th>第３子</th></tr>
<tr><td>1</td><td>生活保護世帯及び
区分 2 のうちひとり親世帯等</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>非課税世帯及び
区分 3 のうちひとり親世帯等</td><td>3,200 円</td><td colspan="2" rowspan="2">6,200 円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>市民税所得割額が
77,100 円以下の世帯</td><td colspan="2" rowspan="4">1,800 円</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>市民税所得割額が
211,200 円以下の世帯</td><td>5,600 円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>市民税所得割額が
256,300 円以下の世帯</td><td>5,000 円</td></tr>
<tr><td>6</td><td>上記区分以外の世帯</td><td></td></tr>
</table>

【市補助分（月額上限）】

所得区分に関係なく、月額 4,600 円（副食費が免除又は補助対象の場合は月額 3,600 円）

⑶ 補助金の交付方法

補助対象者には、後日、市から「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金パンフレット」を送付しますので、パンフレットに記載の提出期限までに申請してください。

前期分（4～9 月分）と後期分（10～3 月分）に分けて、償還払いにより保護者に補助します。

満３歳児クラスの預かり保育料の補助

満 3 歳児クラスのうち、保育の必要性がある住民税課税世帯の方は、保育所等との公平性の観点から幼児教育・保育無償化給付の対象外となりますが、保護者負担軽減補助金により、無償化給付額と同額となる**月額上限 17,700 円（490 円×利用日数）**まで預かり保育料を補助しています。

補助対象者には、後日、市から「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金パンフレット」を送付しますので、パンフレットに記載の提出期限までに申請してください。

前期分（4～9 月分）と後期分（10～3 月分）に分けて、償還払いにより保護者に補助します。

⑨ 私立幼稚園入園支度金貸付について

私立幼稚園に入園する幼児の保護者に、入園手続きの際に幼稚園に納入するための必要な資金（支度金）の一部を無利子でお貸しする制度があります。

対象となる方は、市税を滞納していないことや連帯保証人を立てるなどの要件があります。

詳しい手続きの流れについては、市ホームページをご確認ください。

私立幼稚園入園支度金貸付の詳しい内容は
市 HP をご確認ください。HP：1019109

＊私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金等まとめ＊

補助金等の種類 対象者		補助対象経費						補助金額 （月額上限）	交付時期
		入園料	保育料	給食費	施設維持費・保健衛生費等※1	文房具・行事参加費等	預かり保育料		
施設等利用給付 （保育料） 新 1～新 3 号		○	○	×	×	×	×	28,000 円	-※2
施設等利用給付 （預かり保育料） 新 2 及び新 3 号		×	×	×	×	×	○	12,300 円※8 （17,700 円）	前期分 10 月下旬頃 後期分 4 月下旬頃
補足給付事業 （副食費） 新 1～新 3 号		×	×	○	×	×	×	5,100 円※3	
補足給付事業 （文房具等） 1 号		×	×	×	×	○	×	2,800 円※4	
保護者負担軽減補助金	都補助分	×	○※5	×	○	×	×	1,800～ 6,200 円	前期分 11 月下旬頃 後期分 4 月下旬頃
	市補助分	○	○	○	○	×	×	4,600 円※6	
	預かり保育料※7	×	×	×	×	×	○	17,700 円※8	

※1 園則に定めがあり、保護者が毎年徴収される費用のこと

※2 園が保護者に代わって受領（代理受領）します。

※3 年収 360 万円未満相当世帯のお子さまと、全ての世帯の第 3 子（世帯の中で小学校 3 年生の子から数えて第 3 子）以降のお子さまが対象

※4 新制度に移行した幼稚園や認定こども園を利用するお子さまのうち、生活保護世帯の方が対象

※5 新制度未移行幼稚園利用者のみ対象

※6 副食費が免除又は補助対象の場合は月額 3,600 円が上限となります。

※7 満 3 歳児クラスのうち保育の必要性がある住民税課税世帯の方が対象

※8 月ごとに利用日数に日額単価（490 円）を乗じた支給上限額と利用実績額の合計を比較して補助額を算出します。

１号認定（教育給付認定）申請について

認定申請書に必要な事項を記入し、添付書類とあわせて提出用の封筒に入れ、封をした上で、指定する期日までに、**通園予定の幼稚園・認定こども園に提出**してください。

園の指定する期日を過ぎる場合は、直接、市役所子ども育成課窓口へ持参してください。

書類に不明な点がある場合は、市から電話等で内容確認をすることがあります。

また、提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をとって保管してください。

認定日は遡れませんので、**認定がない期間は幼稚園等の利用ができません。**必ず利用開始前に認定申請をしてください。

【全ての方が必要な書類】

提出書類	
	1 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書兼保育児童台帳
	2 課税状況等調査同意書
	B マイナンバー（個人番号）確認のための書類　（12 ページ参照）

※　預かり保育の利用料について無償化給付の対象となるためには、あわせて新 2 号・新 3 号認定を受ける必要がありますので、必要なかたは 11 ページもあわせて参照してください。

【世帯の状況により必要な書類】

保護者・扶養者の状況	必要書類
令和 7 年（2025 年）中に海外勤務若しくは居住期間がある方又は海外収入者の被扶養者	○収入申告書 D （令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得） ※　会社からの給与支払証明書がある場合は添付
令和 8 年（2026 年）中に海外勤務若しくは居住期間がある方又は海外収入者の被扶養者	○収入申告書 D （令和 8 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得） ※　会社からの給与支払証明書がある場合は添付
横田基地内に居住の方	○在住証明書（居住区域が武蔵村山市であることを証明する書類）
横田基地内に勤務の方	○FormW-2　2025（令和９年４月～８月入園の方のみ） ○FormW-2　2026（取得次第、全員）
マイナンバー制度による税情報の取得・連携ができない方	○令和８年度課税証明書（令和９年４月～８月入園の方のみ） ○令和９年度課税証明書（取得次第、全員）

※　上記の書類は、副食費の免除判定や保護者負担軽減補助金の所得階層判定に使用する書類です。

預かり保育の利用料について無償化の給付を受けたい方は、**教育給付認定の手続きとあわせて、施設等利用給付認定の手続きが必要**です。

11 ページへ

申請書等の記載例はこちら
https://logoform.jp/form/tJJz/1406048



新１号認定（施設等利用給付認定）申請について

認定申請書に必要な事項を記入し、添付書類とあわせて提出用の封筒に入れ、封をした上で、指定する期日までに、**通園予定の幼稚園に提出**してください。

園の指定する期日を過ぎる場合は、直接、市役所子ども育成課窓口へ持参してください。

書類に不明な点がある場合は、市から電話等で内容確認をすることがあります。

また、提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をとって保管してください。

認定日は遡れませんので、**認定がない期間は無償化給付の対象外となります**。必ず利用開始前に認定申請をしてください。

【全ての方が必要な書類】

提出書類	
	A 子育てのための施設等利用給付認定申請書 B マイナンバー（個人番号）確認のための書類　（12 ページ参照）

※　預かり保育の利用料について無償化給付の対象となるためには、新 2 号・新 3 号認定を受ける必要があります。

【世帯の状況により必要な書類】

保護者・扶養者の状況	必要書類
令和 7 年（2025 年）中に海外勤務若しくは居住期間がある方又は海外収入者の被扶養者	○収入申告書 D （令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得） ※　会社からの給与支払証明書がある場合は添付
令和 8 年（2026 年）中に海外勤務若しくは居住期間がある方又は海外収入者の被扶養者	○収入申告書 D （令和 8 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得） ※　会社からの給与支払証明書がある場合は添付
横田基地内に居住の方	○在住証明書（居住区域が武蔵村山市であることを証明する書類）
横田基地内に勤務の方	○FormW-2　2025（令和９年４月～８月入園の方のみ） ○FormW-2　2026（取得次第、全員）
マイナンバー制度による税情報の取得・連携ができない方	○令和８年度課税証明書（令和９年４月～８月入園の方のみ） ○令和９年度課税証明書（取得次第、全員）

※　上記の書類は、副食費の補助決定や保護者負担軽減補助金の所得階層判定に使用する書類です。

申請書等の記載例はこちら
https://logoform.jp/form/tJJz/1406048



預かり保育の利用料について無償化の給付を受けたい方は、**教育給付認定の手続きとあわせて、施設等利用給付認定の手続きが必要**です。

11 ページへ

新２号・新３号認定（施設等利用給付認定）申請について

認定申請書に必要な事項を記入し、添付書類とあわせて提出用の封筒に入れ、封をした上で、指定する期日までに、**通園予定の幼稚園・認定こども園に提出**してください。

園の指定する期日を過ぎる場合は、直接、市役所子ども育成課窓口へ持参してください。

書類に不明な点がある場合は、市から電話等で内容確認をすることがあります。

また、提出いただいた書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等をとって保管してください。

認定日は遡れませんので、**認定がない期間は無償化給付の対象外となります**。必ず利用開始前に認定申請をしてください。

【全ての方が必要な書類】

提出書類

- A 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- B マイナンバー（個人番号）確認のための書類　（12 ページ参照）
- C 保育の必要性を証明する書類　（13 ページ参照）

【世帯の状況により必要な書類】

保護者・扶養者の状況	必要書類
令和 7 年（2025 年）中に海外勤務若しくは居住期間がある方又は海外収入者の被扶養者	○収入申告書 D （令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得） ※　会社からの給与支払証明書がある場合は添付
令和 8 年（2026 年）中に海外勤務若しくは居住期間がある方又は海外収入者の被扶養者	○収入申告書 D （令和 8 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得） ※　会社からの給与支払証明書がある場合は添付
横田基地内に居住の方	○在住証明書（居住区域が武蔵村山市であることを証明する書類）
横田基地内に勤務の方	○FormW-2　2025（令和９年４月～８月入園の方のみ） ○FormW-2　2026（取得次第、全員）
マイナンバー制度による税情報の取得・連携ができない方	○令和８年度課税証明書（令和９年４月～８月入園の方のみ） ○令和９年度課税証明書（取得次第、全員）

※　上記の書類は、副食費の補助決定や保護者負担軽減補助金の所得階層判定に使用する書類です。
※　１号認定（教育給付認定）の手続きをされる方は、書類が重複しますので、提出は不要となります。

現況の確認について

新２号・新３号認定を受けた方の保育の必要性が継続していることを確認するため、年１回、現況届出書及び就労証明書（父・母それぞれ必要）等の保育の必要性を証明する書類を提出いただいております。

手続きについては、実施時期に対象者へご案内します。

申請書等の記載例はこちら
https://logoform.jp/form/tJJz/1406048



B　マイナンバー（個人番号）確認のための書類

給付認定の申請に当たっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーの提出が必要です。記載欄のある書類については、記入していただくとともに、次のいずれかにより番号確認を行いますので、申請書とあわせて必要書類等を**マイナンバー確認書類及び本人確認書類（写）提出用紙 B に貼付**の上、ご提出ください。

【全ての方が必要な書類】

提出書類

①申請者・申請こどもの個人番号を確認できる書類の写し（２つのうち、いずれか１つ）

□マイナンバーカード

※　この書類を提出する場合は、「②身元を確認できる書類」の提出は不要です。

□個人番号が記載された住民票の写し

②申請者の身元を確認できる書類の写し（次のうち、いずれか）

□顔写真付きの公的証明書１点

●運転免許証　●旅券（パスポート）　●身体障害者手帳　●在留カード　など

※　氏名、生年月日、住所等が記載されたもの。氏名のみの場合は不可。運転免許証の場合、住所変更による裏書修正がある場合は、裏面の確認が必要です。

□顔写真なしの公的証明書２点

●健康保険証　●児童扶養手当証書　●医療証　など

※　保護者（申請者）が窓口に来庁される場合は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。写しを用意していただく必要はありません。

※　保護者（申請者の配偶者等の代理人）が窓口に来庁される場合は、代理人の本人確認書類の原本を提示するほか、申請者・申請こどもの個人番号を確認できる書類の写しとあわせて、保護者（申請者）からの**委任状**を提出してください。

【窓口来庁時のイメージ図】

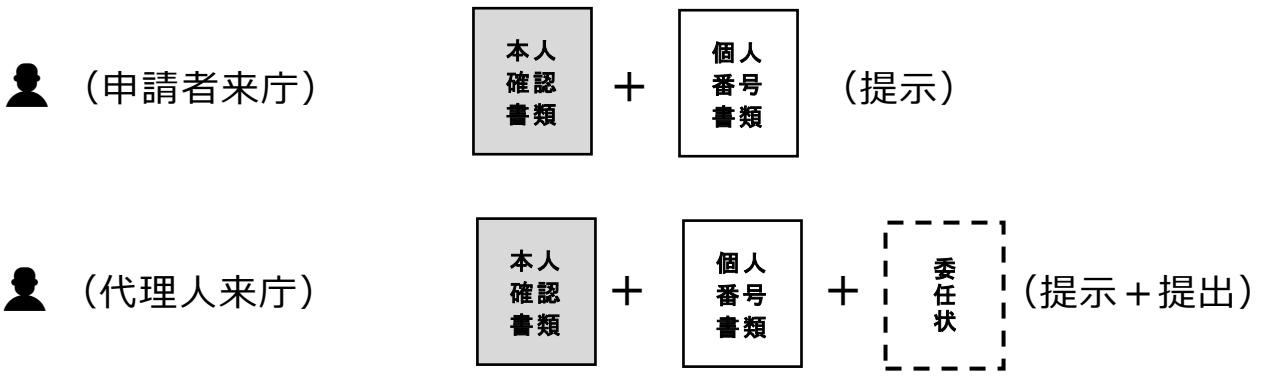

C　保育の必要性を証明する書類

園児の保護者が次の①から⑨までの状態であることにより、日常的に就学前の子どもを保育できない場合に、保育の必要性を市が認定します。認定の基準に該当しない場合には、認定を受けることができません。

【保育の必要性の基準】

保育を必要とする理由		認定の基準（保護者の状況）	必要書類（保護者**全員**分）	認定期間
①就労	外勤	月に 48 時間以上就労をしていること。	就労証明書	保育を必要とする期間
	内職・自営業・親族経営		就労証明書及びスケジュール表、事業の運営が確認できる書類、事業の継続が証明できる書類	
	就労内定	月に 48 時間以上の就労を予定していること。	就労証明書 就労後 3 か月分の実績を確認します。	認定日又は申請後最初の利用日のうちいずれか早い日が属する月から３か月間 （就労実績をみて、認定期間を延長します。）
	育児休業	育児休業取得時にすでに預かり保育を利用する児童の継続利用が必要であること。	就労証明書 （育児休業期間・復職予定日が記載されたもの）	育児休業にかかる子が満 2 歳に達する日の属する月の末日まで
②妊娠・出産	単胎児	出産予定月の前後であること。	母子健康手帳の表紙と分娩予定日がわかるページの写し又は医師の診断書	出産予定月を挟む前後 2 か月の合計 5 か月間
	多胎児			出産予定月を挟む前後 2 か月に前 2 か月を加えた 7 か月間
③疾病・負傷		入院または通院をしていること。	該当者の医師の診断書（当該疾病・負傷により家庭内保育が困難であることが記載されているもの）	保育を必要とする期間 例）骨折などの負傷の場合は治療期間の間のみ認定となります。
④障害		児童の保護者が障害を有することにより、保育に当たれないこと。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し（本人の手帳番号、障害名等、本人が確認できる部分の写し）	保育を必要とする期間
⑤介護・看護		同居の親族（長期入院等の親族を含む）を常時介護または看護していること。	介護・看護状況申告書、 被介護・看護者の介護保険被保険者証の写し	保育を必要とする期間
⑥求職活動		日中の求職活動（起業の準備を含む）を常態としていること。	求職申立書兼誓約書	認定日又は申請後最初の利用日のうちいずれか早い日が属する月から３か月間
⑦就学・技能習得等		職業訓練校・学校教育法に定める学校・専修学校に在学し、月４８時間以上の就学を常態としていること。	在学証明書（入学予定の場合は、合格通知等）及び時間割等	在学している期間
⑧虐待やＤＶ		社会的養護が必要であること。	公的機関から発行された証明書	保育を必要とする期間
⑨その他（災害等）		市長が必要と認める場合	市長が必要と認めたもの	市長が認める期間

※　認定には、有効期間があります。**有効期間を過ぎている場合には、無償化給付の対象になりません**。状況が変わった際には、市役所子ども育成課にて手続きが必要となります。

10 入園後の変更事項の届出について

入園後に、次のように状況が変わった場合は、必ず市役所子ども育成課まで届け出てください。

- ●退園する
- ●転出予定である
- ●市内で転居した
- ●家族構成が変わった（結婚・離婚（調停中含む）等）
- ●市区町村民税・都道府県民税の税額が変わった
- ●給付認定の内容に変更が生じた
- ●勤務先、勤務時間や日数が変わった（産休・育休等の勤務状況の変更を含む）
- ●仕事をやめた（求職活動中になった）

11 よくある質問

Ｑ１．入園後に武蔵村山市外へ転出することになりました。どのような手続きが必要ですか。
Ａ１．武蔵村山市から転出し、退園する場合は、「認定変更届」の手続きが必要です。市役所市民課での転出の手続きとあわせて子ども育成課の窓口でお手続きください。転出後も同じ園を利用する場合は、その旨を市へお伝えください。転入した自治体で新たに認定を受ける必要があります。

Ｑ２．幼児教育・保育の無償化により利用料が無償ですが、税の申告は必要ですか。
Ａ２．副食費免除の判定や保護者負担軽減補助金の所得階層の判定に必要となります。

Ｑ３．新たに預かり保育を利用し、無償化の給付を受けたい場合は、どのような手続きが必要ですか。
Ａ３．預かり保育を利用し、無償化の給付を受けるためには、施設等利用給付認定のうち新２号又は新３号認定を受ける必要があります。13ページに記載の保育の必要性を証明する書類をそろえて市役所子ども育成課に提出してください。認定開始日は、申請後初めて預かり保育を利用する日か認定が効力を生じる日のいずれか早い日となります。

Ｑ４．働いていませんが、預かり保育は利用できますか。
Ａ４．預かり保育は、保護者の就労等の理由にかかわらず、利用することができます。ただし、利用料の無償化給付の認定を受けていませんので、利用料は全額自己負担となります。

Ｑ５．新２号認定を受けていますが、提出した就労証明書の職場を退職します。手続きが必要ですか。
Ａ５．保育の必要性を確認しますので、手続きが必要です。新しい職場に転職する場合は、転職前の職場の最後の給与明細書の写しと転職後の職場の就労証明書を提出してください。転職されない場合は、退職日をもって認定が終了となりますので、「認定変更届」の手続きが必要です。

Ｑ６．幼稚園のプレスクールに通っていますが、給付の対象になりますか。
Ａ６．「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」は、幼稚園・認定こども園に入園している方を対象とした給付となります。プレスクールに通園中の方は、未就園児となりますので、対象になりません。なお、市内の幼稚園では、プレスクールを乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に位置付けて実施しています。利用に当たっては、総合支援システム（つうえんポータル）にアクセスし、利用認定申請をする必要があります。

こども誰でも通園制度の詳しい内容は市 HP をご確認ください。HP：1021812

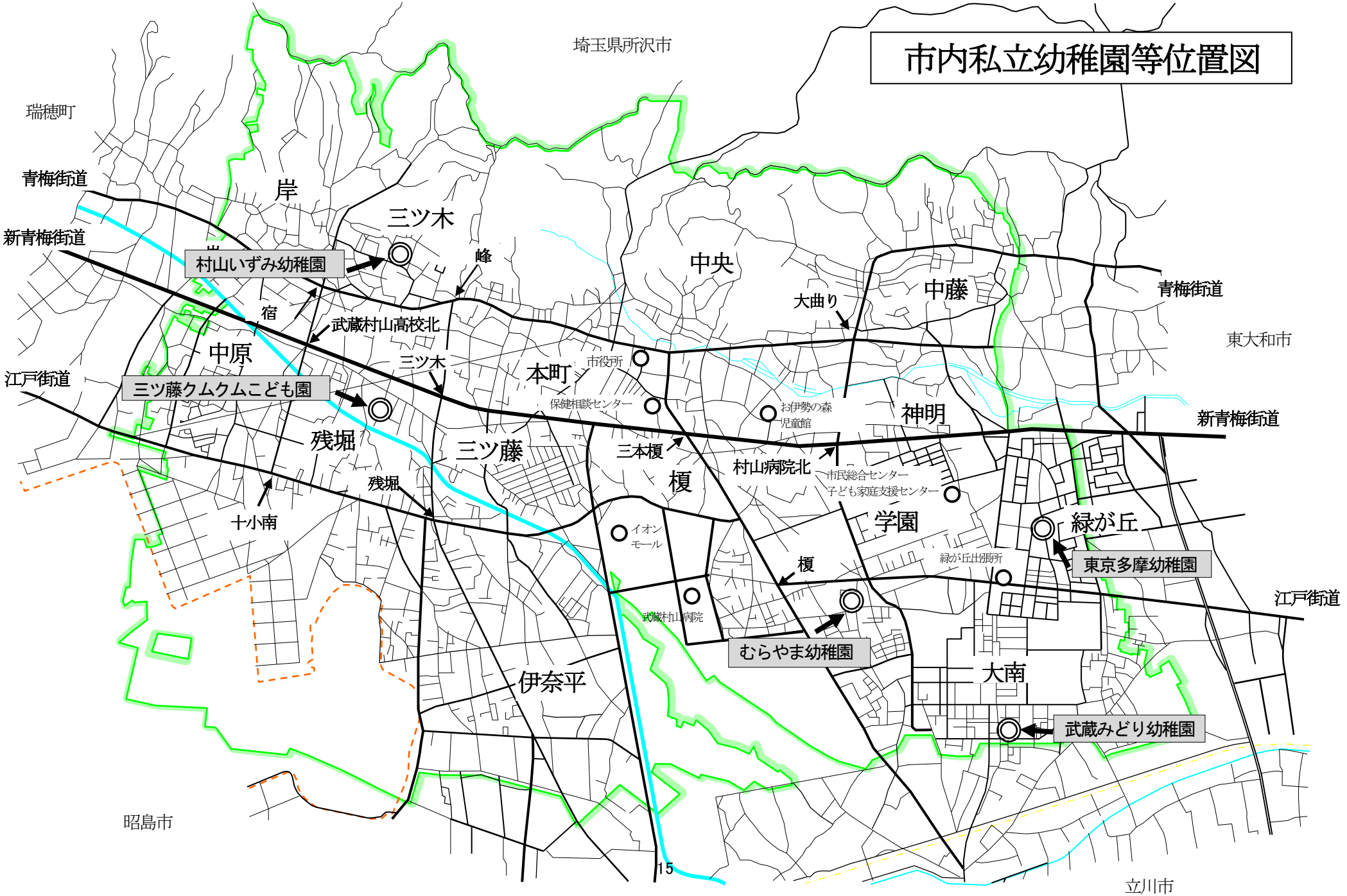
市内私立幼稚園等位置図
埼玉県所沢市
瑞穂町
青梅街道
新青梅街道
江戸街道
岸
三ツ木
峰
村山いずみ幼稚園
宿
武蔵村山高校北
中原
三ツ藤クムクムこども園
残堀
十小南
三ツ藤
本町
市役所
保健相談センター
中央
中藤
大曲り
青梅街道
東大和市
お伊勢の森児童館
神明
新青梅街道
三本榎
村山病院北
市民総合センター
子ども家庭支援センター
榎
学園
緑が丘
東京多摩幼稚園
イオンモール
緑が丘出張所
江戸街道
武蔵村山病院
むらやま幼稚園
伊奈平
大南
武蔵みどり幼稚園
昭島市
立川市
15

教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書兼保育児童台帳

1

武蔵村山市長　殿

次のとおり、教育・保育給付認定及び保育所等への入所について申請します。

提出年月日　令和　8　年　12　月　1　日

ふりがな	むさし たろう	連絡先	自宅　012（1234）4567
保護者の氏名	武蔵　太郎		父携帯　010（1234）5678
			母携帯　020（8765）4321
保護者の住所	武蔵村山市　学園〇－〇－〇		
メールアドレス	musashi-tarou@abc.def.jp		

☆1号認定 記載例☆

入所を希望する施設名	第1希望	〇〇〇幼稚園	第5希望		第9希望		第13希望	
	第2希望		第6希望		第10希望		第14希望	
	第3希望		第7希望		第11希望		第15希望	
	第4希望		第8希望		第12希望			
保育の実施を希望する期間								
保育の希望の有無	有：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等に							
	〇無：幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場							

★「保育の実施希望期間」欄は、記載の必要はありません。

★「無」に〇を付けてください。
※「有」は保育所入所希望のかた

		ふりがな / 氏名	続柄	性別	生年月日	年齢 注1	子の状況(当てはまるものに〇をつけ、記入してください。)
入所を希望する児童	1	むさし いちろう / 武蔵　一郎	子	男・女	令和　5年　8月　8日	3	1 父母が保育している　4 現在通園中
		児童の個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4				
	2						
		児童の					
	3			女	月　日		
		児童の個人番号					しながら保育している

★「子の状況」欄は、記載の必要はありません。

★入園・入所するお子様の年齢は、令和9年（2027年）4月1日現在の年齢を記載してください。

	ふりがな / 氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業、学校名、保育所名等
保護者	むさし たろう / 武蔵　太郎	父		昭・平 63・6・6	38	父の個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 / 会社員 令和8年1月1日の住所 〇〇市△△1-1-1
	むさし なつこ / 武蔵　夏子	母		昭・平 2・10・10	36	母の個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 / 会社員 令和8年1月1日の住所 〇〇市△△1-1-1
その他の世帯員	むさし はるの / 武蔵　春乃	子	男・女	大・昭・平・令 30・11・1	8	市立第一小学校
	むさし ふゆひこ / 武蔵　冬彦	祖父	男・女	大・昭・平・令 31・3・3	70	無職
			男・女	大・昭・平・令		

令和8年1月1日の住所地が武蔵村山市外の場合は、ご記入ください。

★住民票上の世帯は別であっても、同住所にお住まいで生計が同一の方については記載が必要です。

生活保護の受給の有無	有（　年　月　日開始）　ケースワーカー（　）　・　〇無

注 1「入所を希望する児童」の「年齢」の欄は、入所を希望する年度の4月1日時点の年齢を記入してください。

2「その他の世帯員」の欄は、生計が別でも同住所にお住まいの場合は必ず記入してください。
ただし、二世帯住宅や建物が完全に別の場合には、建物の図面等を提出していただく場合があります。

（裏面も御記入ください。）

●祖父

祖父母の状況	父方			高齢 亡
				高齢 亡
	母方			高齢 亡
				高齢 亡

※

★1号認定のかたは、記入の必要はございません。

●兄弟

入	
入	童は
優先順	可
優先順	位なし

ります。

●保育

保育 必要と	
家庭	
希 曜日	分
希 保育	

★ 下部の署名欄　のみ、署名をお願いします。

●署名欄

○　教育・保育給付認定、保育所等への入所及び副食費の徴収免除に関する決定のため、武蔵村山市長が私の世帯の住民基本台帳、課税状況、生活保護の受給の有無等について閲覧すること。
○　保育所等に対して、児童、保護者等の情報を提供すること。
○　保育所等から副食費の納入状況を聴取すること。
○　その他、教育・保育給付に関する事務にあたり、児童、保護者等の情報を市の関係部署等へ照会すること及び保育所等に対して提供すること。
○　次年度4月の入所に向けた認定事務が集中するために審査に時間を要することから、4月1日入所分（第1次）についての教育・保育給付認定結果は2月にお知らせすること（教育・保育給付認定結果は保育所の入所の決定ではありません。）。

上記の事項に同意します。

保護者氏名　　***武蔵　太郎***

課税状況調査等同意書

2

武蔵村山市長　宛

令和　*8*年 *12*月　*1*日

下記事項に同意の上、提出します。　保護者氏名　***武蔵　太郎***

1　利用者負担金（以下「保育料」といいます。）の決定及び副食費の徴収免除に関する通知のため武蔵村山市長が私の世帯の住民基本台帳、課税状況、生活保護の受給の有無等について調査すること及び保育に必要な児童、保護者等の情報を保育所等へ提供すること（入所した場合に限る。）に同意します。

2　入所決定後、特別な理由なく期日までに税資料を提出しなかった場合は入所を取り消されても異議申立てしません。入所継続の場合でも保育料においては最高階層での決定・副食費においては免除判定を受けないことに応じます。

ふりがな	*むさし　いちろう*		
児童名 （生年月日）	***武蔵　一郎*** （令和　*5*年　*8*月　*8*日）	（令和　　年　　月　　日）	（令和　　年　　月　　日）
施設名	（　　）在園 （ ***○○○幼稚園*** ）申込中 【 新規 ・ 転園 】←○をつける。	（　　）在園 （　　）申込中 【 新規 ・ 転園 】←○をつける。	（　　）在園 （　　）申込中 【 新規 ・ 転園 】←○をつける。

令和９年４月分から８月分までの保育料及び副食費の徴収免除対象者を決めるための税資料

令和８年１月１日の住所地	申告の有無等	必要な書類
武蔵村山市の方	令和８年度分の市民税の申告又は令和７年分の所得税確定申告がお済の方 勤務先から武蔵村山市へ給与支払報告書の提出がある方	**武蔵村山市の市民税情報で確認しますので税資料の添付は必要ありません。**
	上記以外の方	市民税申告をし、受付票の写しを添付してください。
武蔵村山市以外の方 **※令和８年１月１日時点に住民票のある自治体で申告が済んでいる事のご確認をお願いいたします**	令和８年度税情報をマイナンバーにて市が取得・確認をさせていただきます。ただし、必要に応じて令和８年度市区町村民税・都道府県民税課税証明書（非課税証明書）を提出していただく場合があります。（令和８年１月１日時点に住民票のある自治体の課税関係部署で発行できます。）個別に連絡をいたしますので、指定期日までに提出をお願いいたします。	

令和９年９月分から令和１０年３月分までの保育料及び副食費の徴収免除対象者を決めるための税資料

令和９年１月１日の住所地	申告の有無等	必要な書類
武蔵村山市の方	令和９年度分の市民税の申告又は令和８年分の所得税確定申告がお済の方 勤務先から武蔵村山市へ給与支払報告書の提出がある方	**武蔵村山市の市民税情報で確認しますので税資料の添付は必要ありません。**
	上記以外の方	市民税申告をし、受付票の写しを添付してください。
武蔵村山市以外の方 **※令和９年１月１日時点に住民票のある自治体で申告が済んでいる事のご確認をお願いいたします**	令和９年度税情報をマイナンバーにて市が取得・確認をさせていただきます。ただし、必要に応じて令和９年度市区町村民税・都道府県民税課税証明書（非課税証明書）を提出していただく場合があります。（令和９年１月１日時点に住民票のある自治体の課税関係部署で発行できます。）個別に連絡をいたしますので、指定期日までに提出をお願いいたします。	

※　市区町村民税・都道府県民税課税証明書（非課税証明書）については、**「扶養人数」、「市区町村民税の所得割額・均等割額」、「控除の種別及び金額」のわかるもの**を御提出ください。自治体によって名称が異なる場合がありますので、上記の内容が記載されている書類であるか御確認ください。御不明な場合、子ども育成課までお問い合わせください。

（表）

第１号様式（第４条関係）

令和　8年12月　1日

記載例

子育てのための施設等利用給付認

申請書の提出日を記入してください。（記入漏れが多いため注意）

A

【申請に当たって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第５９条の２に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認
時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給
次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

認定希望日は次のとおり記載してください。
新入園：幼稚園の入園日（年度当初入園は4月1日）
転入継続：市民になった日

※１　当該幼稚園等が次のいずれかの要件を満たす場合、預かり保育事業には、利用可
含む提供時間数が８時

保護者の名前（主に父又は母）

認定希望日（施設利用開始日）						令和9年　4月　1日
申請者	フリガナ	ムサシ　タロウ	申請子どもとの続柄	父	現住所	〒208-0011 武蔵村山市学園○－○－○
	氏名	武蔵　太郎			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入してください。				生年月日	昭和63年6月6日
	① 020-8765-4321	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（　）	② 012-1234-4567	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（　）	個人番号（マイナンバー）	012345678901
申請子ども	フリガナ	ムサシ　イチロウ	現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒　－	個人番号(マイナンバー)	345678901234
	氏名	武蔵　一郎	生年月日	令和5年8月8日		
利用施設名	フリガナ	○○○ヨウチエン	施設所在地	〒208－8502 TEL 042-565-1111 武蔵村山市本町1－1－1		
		○○○幼稚園	利用開始予定日	令和9年4月1日		

幼稚園の入園日

上記に記載している方以外の同居者を全員記入してください。

※　個人番号(マイナンバー)は、下記「認定種別」が(第３号)に該当する場合に、父母及び祖父母について記入してください。

申請子どもの保護者及び同居者（生計の中心者の番号に○を付けてください）		フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	1	ムサシ　ナツコ 武蔵　夏子	母	個人番号 ✕ 平成2年10月10日	会社員	□有
	2	ムサシ　ハルノ 武蔵　春乃	姉	個人番号 ✕ 平成30年11月1日	市立第一小学校	□有
	3	ムサシ　フユヒコ 武蔵　冬彦	祖父	個人番号 ✕ 昭和31年3月3日	無職	□有
	4			日		□有
	5			個人番号 年　月　日		□有

住民票上の世帯は別であっても、同住所にお住まいで生計が同一の方については記載が必要です。

認定種別		
	保育の希望【無】 □	新1号：幼稚園の教育時間のみの利用の方（保育の必要性はないが、預かり保育を利用する場合もこちら）
	保育の希望【 ☑ 認定	新2号：保育の必要性があり、預かり保育を利用する方⇒保育の必要性を証明する書類を添付してください（裏面の添付書類を参考にしてください）
	□ 認定	新3号：保育の必要性がある満3歳児で住民税非課税の世帯はこちら（下記の記入を忘れずに）

税非課税世帯に該当する
を付けてください。
非課税に該当

上記「認定種別」が（第３号）に該当する場合に記入してください。

認定希望日の前年１月１日現在の住所 ※２	（母親）	☑ 現住所と同じ	（父親）	☑ 現住所と同じ
認定希望日の前々年１月１日現在の住所 ※３	（母親）	○○県××市△△町1-1-1 □ 現住所と同じ	（父親）	○○県××市△△町1-1-1 □ 現住所と同じ

※　２．３現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年１月１日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）を添付してください。

※　預かり保育を利用している　かり事業、病児保育事業、子
育て援助活動支援事業を利用

新2号・新3号の方は裏面に続きます。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏）

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定を含む。)方は記入してください。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外　・　一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒　　－	年　月　日

幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等を併用する方で、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合はこちらも記入してください。

保育の利用を必要とする理由等

	続柄	必要とする理由
保育の利用を必要とする理由	父	☑就労　☐育児休業　☐疾病･障害　☐介護･看護　☐災害復旧　☐求職活動 ☐就学　☐虐待･DV　☐不存在（死亡・離婚・未婚・別居中・その他(　　)） 具体的な状況(勤務先、就労時間･日数、通勤時間や疾病の状況など)
	母	☑就労　☐育児休業　☐ ☐就学　☐虐待･DV　☐ 具体的な状況(勤務先、就労時間･日数、通勤時間や疾病の状況など)

該当する理由にチェックをしてください。
下表を参照して必要書類を添付してください。

添付書類　（以下の中から該当する書類を添付してください。）

1　就労されている方（予定を含む。）	就労証明書(保護者(父及び母それぞれ)一人につき１枚提出してください。就労内定の場合はその証明を受けてください。)
2　育児休業の方	育児休業期間（取得予定含む）及び復職（予定）日のわかる就労証明書(保護者(父及び母それぞれ又はいずれか)一人につき１枚提出してください。
3　出産前後の方（出産予定月を挟む前後２か月の合計５か月間）	母子健康手帳の表紙と分娩予定日がわかるページの写し又は医師の診断書
4　保護者が病気の方	該当者の医師の診断書(当該疾病・負傷に保育が困難であることが記載されているもの)
5　保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し(本人の手帳番号障害名等、本人が確認できる部分の写し) 交付を受けていない方…診断書
6　保護者が介護している方	介護・看護状況申告書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
7　保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
8　保護者が求職中の方	求職申立書兼誓約書(該当する場合は市へ御相談ください。)
9　認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書（第３号様式）

記載例

年間収入申告書

D

年　　月　　日

武蔵村山市長　殿

住所　**武蔵村山市学園〇ー〇ー〇**
申告者
氏名　**武蔵　　夏子**

該当する方にチェックしてください。

私　　年間収入について、確定申告の控えや源泉徴収票がないため、次のとおり申告します。

☑ **就労等による収入がなかった**

区分	前年分【 **2026** 年分】	前々年分【 **2025** 年分】
扶養されていた	扶養者氏名（　　） あなたとの続柄（　　）	扶養者氏名（ **武蔵　太郎**　　） あなたとの続柄（ **夫**　　）
その他による生計維持	具体的に （　　）	具体的に （　　）

☑ **就労等による収入があった**　　通貨単位：（　**米ドル**　）

申告期間（1～12 月ごと）		前年分【 **2026** 年分】		前々年分【 **2025** 年分】	
		国内	国外	国内	国外
期間		月～　月	**1**月～ **12**月	月～　月	月～　月
給与収入　ア					
事業収入　イ			**5,000 $**		
必要経費　イの場合			**2,000 $**		
その他収入　ウ					
その他収入経費　ウの場合					
人的控除以外	雑損				
	医療費				
	社会保険料				
	小規模企業共済等掛金				
	生命保険料	新 旧			
	地震保険料				
人的控除	基礎控除				
	配偶者（特別）				
	扶養				
	障害者				
	ひとり親				
	寡婦（夫）				
	勤労学生				

日本で課税されていない収入等がある場合は、その金額を記載してください。
次の方は、収入申告書の提出が必要となります。
●令和 7 年（2025 年）中に海外勤務又は居住期間がある方
●令和 8 年（2026 年）中に海外勤務又は居住期間がある方
●自分自身の収入申告を行っていない方で、海外収入者の被扶養者の方

＊横田基地内に勤務の方は収入申告書の提出は不要です。FormW-2 を提出してください。

※　所得控除がある場合は、控除金額を証明でき
※　会社からの給与支払証明書がある場合は添付し　、添付をお願いします。

市記入欄

課税所得金額		
市町村民税額		

委　任　状

年 **来庁日** 日

代理人（窓口に来られる方）

氏名　　**武蔵　夏子**

住所　武蔵村山市**学園**〇-〇-〇

生年月日　**平成2年10月10日**

連絡先　**020－8765－4321**

保護者との関係　　**妻**

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項について委任します。

・教育・保育給付認定（変更）の申請（届出）に関すること
・子育てのための施設等利用給付認定（変更）の申請（届出）に関すること

保護者

給付認定の保護者（申請者）を記入してください。

氏名　**武蔵　太郎**

住所　**武蔵村山市学園**〇-〇-〇

生年月日　**昭和63年6月6日**

連絡先　**010－1234－5678**

※代理人の方が窓口に来られる場合は、この委任状の他に以下の書類が必要となります。
・保護者の番号確認のための書類
・代理人の身元確認のための書類

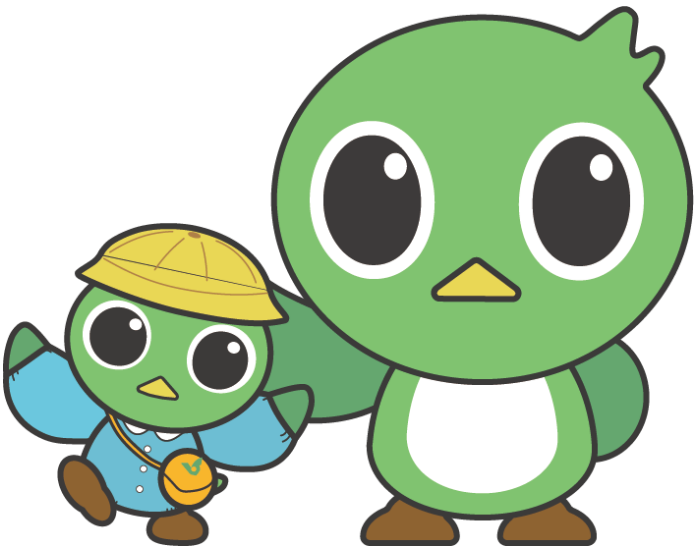

市広報キャラクター
Ｍジロ